

令和4年度
デジタル・トランスフォーメーション推進補助金
制度概要
(二次募集)

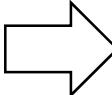
令和4年7月19日（火） デジタル戦略推進課

デジタル・トランスフォーメーション推進補助金

○ 事業概要・目的

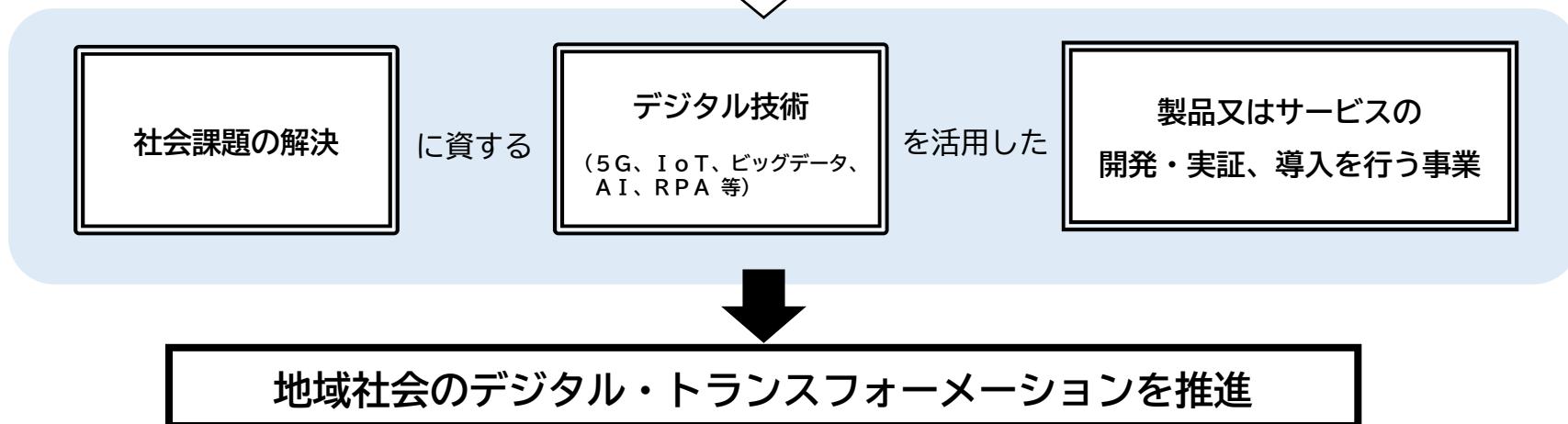
アフターコロナ社会をにらみ、来るべきデジタル社会に向けて、デジタル・トランスフォーメーションを推進するため、県内法人等によるデジタル技術を活用した社会課題（健康・医療・介護、教育、防災等）の解決に資する事業を支援し、地域社会におけるデジタル・トランスフォーメーションを推進する。

○ 事業イメージ

| | | | |
|--------------------|---|---|--|
| 県 |  | <ul style="list-style-type: none">・県内に本社若しくは本部又は本社機能若しくは本部機能の全部又は一部を有する法人 | <p>補助率：2／3 上限額：30,000千円（ハード・ソフト） 10,000千円（ソフトのみ）</p> |
| 補助金交付 予算額：1.8億円 |  | <ul style="list-style-type: none">・上記の法人が市町村と連携する場合（※） | <p>補助率：2／3 上限額：50,000千円</p> |

※ 事業を推進する協議会やコンソーシアムに市町村が参画するなど、市町村と連携して事業を実施する場合なお、協議会やコンソーシアムに限らず、事業に市町村が参画している場合には、市町村連携事業に該当すると考えられるため、応募の際に市町村との具体的な連携方法を記載していただくことを想定

<補助対象事業>



デジタル・トランスフォーメーション推進補助金

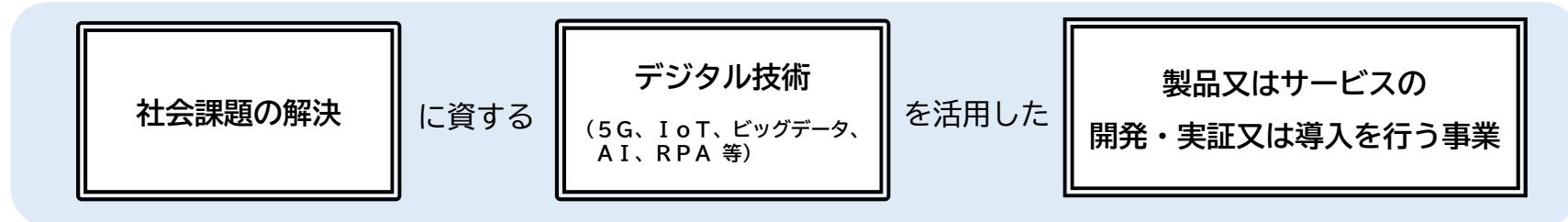
○ 補助対象事業の説明

| 主な社会の変化 | 主な社会課題（例） | | 課題解決に資する事業（例） |
|---------|-----------|---|---|
| 人口減少 | 健康・医療・介護 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の健康づくり ・医療人材（医師・看護師等）、福祉人材不足 ・医療需要の増加・細分化 | <ul style="list-style-type: none"> ・P H R（※）サービスを活用した健康管理支援 ・A Iによるオンライン受診相談サービスの実施 ・介護A Iによるケアプランの最適化、介護ロボットの支援による身体的負担の軽減 ・介護ケア記録用アプリや見守りセンサーの導入 ・感染防護機能やオンライン診療機能を備えたモバイルクリニックの実証 |
| 少子高齢化 | 教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・I Tリテラシーの向上 ・収入や地域による教育格差の是正 | <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン研修やデジタル教材等、I C Tを活用した教育の実施 ・A Iを活用した個別最適化学習の実現 ・V R／A Rを活用した、場所に依存せず、没入感と交流性の高い教育コンテンツの導入 |
| 地方の過疎化 | 防災 | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害に備えた対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・5 Gやドローンを活用した迅速な救助活動への支援 ・データの可視化・分析に基づく救助活動の実施による、投入リソースの最適化・救助アクションの最適化 |
| 東京一極集中 | こども | <ul style="list-style-type: none"> ・保育人材不足 ・潜在保育士と保育現場のミスマッチング | <ul style="list-style-type: none"> ・園児の情報管理を支援するアプリ等の導入による保育現場の業務効率化・省力化 ・潜在保育士のデータベース化、データ分析に基づく潜在保育士と保育現場の需給マッチングや、課題・改善事項の可視化 |
| 経済低成長 | インフラ | <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化したインフラの効率的な整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ビッグデータやI C Tを活用した効率的なインフラメンテナンスの実現 ・A Iによる予測に基づく、積極的なインフラメンテナンスの実現 |
| 感染症拡大 | モビリティ | <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通網の整備・利用促進 ・高齢運転者の増加、身体障がいによる移動の制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・I Dやキャッシュレス決済、オンデマンド交通を活用したM a a Sや地域活性化 ・買い物弱者対策、地域の足の確保など生活サービスの提供 ・高齢化や障がいの有無に依らず自由に移動可能な運転技術（自動運転）の実証実験 |
| インフラ老朽化 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・担い手不足 ・中小企業の生産性向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・A Iマッチングサイトの構築による担い手不足解消への支援 ・職能を学習したA Iやロボットとの協業による業務負担の軽減や、それらを教師とした研修の実施による職能の継承の実現 ・デジタル技術を活用した業務の自動化や省力化、低コスト化、事業変革の実施 |

※ 消費者がネットを通じて、健康・医療に関する生涯的な個人情報（既往症、使用薬、アレルギー等）を主体的に管理できる仕組み

デジタル・トランスフォーメーション推進補助金

○ 補助対象経費



上記事業の以下の経費を補助対象とします。

| 項目 | 内訳 |
|------------|---|
| 機械装置費 | <ul style="list-style-type: none">専ら補助事業のために使用される機械装置等（機械、装置、工具・器具（測定工具、検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）及び専用ソフトウェア）の購入、製作、借用、改良、据付け及び修繕に要する経費 |
| システム開発等委託費 | <ul style="list-style-type: none">補助事業の実施に必要なシステムの開発及び設計、技術研究開発並びに調査業務の委託に要する経費 |
| 専門家依頼経費 | <ul style="list-style-type: none">補助事業の実施のために専門家に支払う経費（謝金、旅費等） |
| クラウド利用費 | <ul style="list-style-type: none">クラウドコンピューティングの利用に要する経費（購入、リース等の設備投資を除く。） |
| 賃借費 | <ul style="list-style-type: none">補助事業の実施に必要な施設等を賃借するために必要な経費 |
| 諸経費 | <ul style="list-style-type: none">補助事業の実施に必要な回線使用料、通信・運送費、旅費、施設使用料等に係る経費補助事業の実施に付帯して必要な事務費 |
| 産業財産権取得費 | <ul style="list-style-type: none">産業財産権（補助事業で得られた成果に限る。）の取得及び産業財産権を他の事業者から譲渡又は実用許諾（ライセンス料を含む。）を受けた場合の経費 |

デジタル・トランスフォーメーション推進補助金

○ 補助対象期間

補助金の交付決定日から令和5年2月7日までの期間に完了する事業。

※補助金の交付決定日前に支払った経費は補助対象外となります。

※本募集では、実績報告書（支払に係る証拠書類を含む）の提出期限は、事業完了後30日以内又は令和5年2月7日のいずれか早い日とします。

○ 補助対象外経費

- (1) 補助金の交付決定日前に発注し、購入し、若しくは契約し、又は補助事業の期間（令和5年2月7日）終了後に納品、検収等を実施したものに係る経費
- (2) 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
- (3) 電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウド利用費に含まれる附帯経費を除く。）
- (4) 商品券等の金券、収入印紙及び振込等手数料（代引手数料を含む。）
- (5) 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費
- (6) 飲食、奢侈(しゃし)、娯楽、接待等の費用
- (7) 自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用並びに不動産の購入費
- (8) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- (9) 公租公課（消費税及び地方消費税等）
- (10) 各種保険料、借入金等の支払利息及び遅延損害金
- (11) 補助金事業計画書等の書類の作成及び送付に係る費用
- (12) 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機など）の購入費
- (13) 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- (14) 設置場所の整備工事又は基礎工事
- (15) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

デジタル・トランスフォーメーション推進補助金

○ 応募要件

- (1) 県内に本社若しくは本部又は本社機能若しくは本部機能の全部又は一部を有する法人、
その他知事が適当と認める団体であること。
- (2) 製品又はサービスの開発・実証又は導入が岐阜県内で行われること。
- (3) 補助年度に国、地方公共団体等から他の補助金又は委託金等に応募をしていない事業であること。
- (4) スマートワーク推進ネットワークに加入していること。

岐阜県 スマートワーク推進ネットワーク



※ スマートワーク推進ネットワークの取組みについて確認いただけます。

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/62421.html>

○ 今後のスケジュール

募集期間 : 令和4年7月19日（火）～令和4年8月17日（水） 17時15分まで

質問期間 : 令和4年7月19日（火）～令和4年8月3日（水）

事業選定 : 令和4年8月下旬～令和4年9月中旬（予定）

交付決定 : 令和4年9月下旬～令和4年10月上旬（予定） ※ 交付決定日以降、事業実施

・事業提案書等の提出について

補助金申請システム「jGrants」を活用し、原則、電子申請で受け付ける予定です。

「jGrants」を利用する場合は、GビズID「gBizプライム」の取得（2～3週間かかります）が必要となりますので、余裕をもって準備いただくようお願いします。

・事業選定について ※ 評価項目及び評価内容については、募集要領をご確認ください。

競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、提案事業の内容、実施能力等を「デジタル・トランスフォーメーション推進補助金評価会議」において評価し、結果をもとに予算の範囲内で県が選定します。